

政令第 号

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の一部の施行に伴い、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第二条第二項第一号並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第五項及び第七項、第五十四条第一項並びに第五十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第一条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十号から第七十五号まで」を「第三十一号から第七十七号まで」に改め、第七十五号を

第七十六号とし、第二十九号から第七十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十七条第二項に規定する交付金

第二条に次の一号を加える。

七十七 まちづくり交付金（第二十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。）

（民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「又は都市計画法」を「、都市計画法」に改め、「同じ。」内「の下に「又は

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内」を加え、同号口中「又は貨物流通」を「若しくは貨物流通」に改め、「該当するもの」の下に「又は

都市再生特別措置法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内において整備される建築物」

を加える。

附則第一条の二第一項中「又は都市計画法」を「、都市計画法」に改め、「同じ。」内」の下に「又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内」を加え、同条第二項を削る。

附則第一条の三第二項中「又は都市計画法」を「、都市計画法」に改め、「同じ。」内」の下に「又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内」を加える。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第三条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

本則に次の四条を加える。

（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）

第八条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）にあつては、第一号イ<sup>(1)</sup>又は八に掲げる都市施設（河川法第五条第一項に規定する二級河川のう

ち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画」とする。

一 次に掲げる都市施設

イ 次に掲げる道路（自動車専用道路を除く。）

(1) 道路法第十三条第一項の指定区間外の国道

(2) 都道府県道

(3) その他の道路で、車線の数が四以上のもの

ロ 公園、緑地又は広場で、面積が十ヘクタール以上のもの

ハ 河川法第四条第一項に規定する一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川

二 次に掲げる市街地開発事業

イ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える市街地再開発事業

ロ 施行区域の面積が三ヘクタールを超える防災街区整備事業

ハ 施行区域の面積が五十ヘクタールを超える土地区画整理事業

ニ その他国土交通省令で定める市街地開発事業

（市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新設又は改築）

第九条 法第四十六条第七項の政令で定める国道又は都道府県道の新設又は改築は、次に掲げるものとする。

一 歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路の新設又は改築

二 沿道の駐車施設への駐車を待機する自動車により発生する渋滞を解消するための車線の増設

三 電線共同溝（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第二条第三項に規定する電線共同溝をいう。）の整備

四 道路の附属物であるさく、並木、街灯、自動車駐車場、ベンチ若しくはその上屋又は自転車駐車場の設置

五 その他国土交通省令で定める国道又は都道府県道の新設又は改築

（市町村が決定又は変更を要請することができる都市計画）

第十条 法第五十四条第一項の政令で定める都市計画は、次に掲げる地域地区に関する都市計画とする。

一 法第三十六条第一項の都市再生特別地区

二 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第九条第一項第一号イからニまでに掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内における都市計画法第八条第一項第一号の用途地域又は同項第二号の三の高層住居誘導地区

三 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区で、面積が十ヘクタール以上のもの

四 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第三条第一項の緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区以外のもの）にあつては、面積が十ヘクタール以上のものに限る。）

（道路管理者の権限の代行）

第十一条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるものうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

- 一 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第十一号の四、第十二号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）、第十四号、第十四号の二、第十六号、第十七号及び第二十一号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもの
- 二 電線共同溝整備法第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。
- 三 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。
- 四 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。
- 2 市町村は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第十一号の四又は第十二号に係る部分に限る。）又は第二号から第四号までに掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、法第五十八条第三項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。

4 市町村が法第五十八条の規定により道路の新設又は改築を行う場合において、道路管理者が当該道路について電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

#### 附 則

この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

## 理由

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、市町村が決定又は変更をすることができる都市計画を定める等関係政令の規定について所要の整備等を行う必要があるからである。